

平成 23 年度

市民協働 行動計画

～ 市民協働改革年（前期）～

22年度の実績 / 23年度の予定



千歳市

企画部市民協働推進課

第1章 市民協働の基本的な考え方

千歳市では、市民協働を着実に進めるため、平成19年4月に「みんなで進める千歳のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、次のとおり基本理念等を定めています。

【基本理念】

市民等及び市は、将来都市像の実現を目指し、よきパートナーとして、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりを進めます。

市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを進めるため、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組みます。

【定義】

市民協働とは・・・

市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」）と市が、住み良いまちを目指し、それぞれの役割を自覚し、協力して行動すること

市民活動団体とは・・・

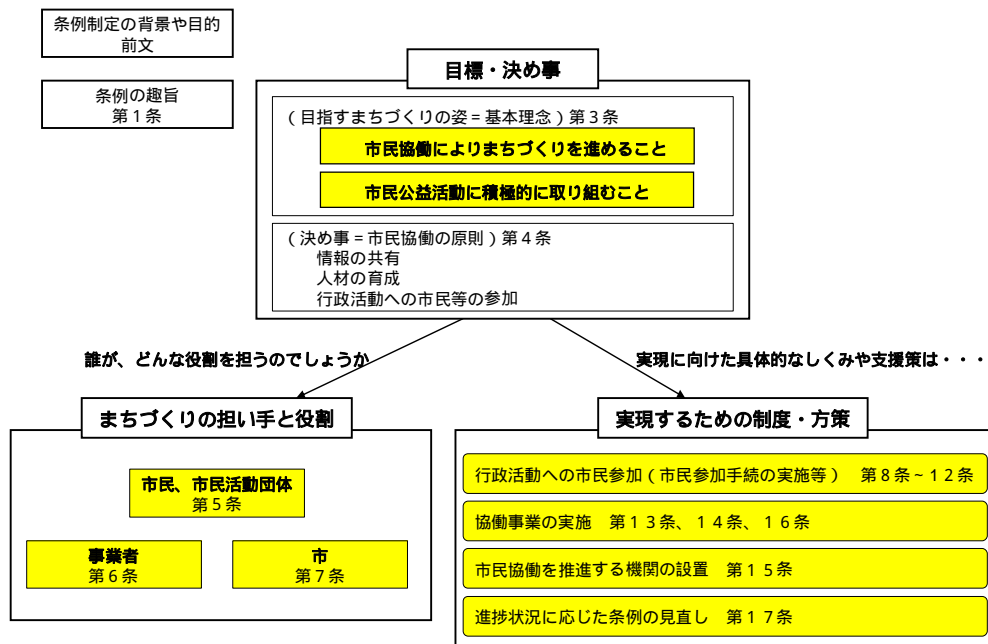
町内会、NPO法人などの市内で活動を行っている団体

市民公益活動とは・・・

市民等が、営利を目的とせずに、自主的・自立的に行う社会貢献活動で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 宗教的活動 (2) 政治的活動 (3) 選挙運動等

【条例の構成】



【市民協働の基本原則】

情報の共有

市民等及び市又は市民等相互間におけるまちづくりに関する情報の共有

人材の育成

市民協働の担い手となる人材の育成

行政活動への市民等の積極的な参加

行政活動への市民等の積極的な参加

【役割分担】

市民及び市民活動団体の役割

地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動する
積極的に行政活動に参加する

事業者の役割

市民協働に関する理解を深め、自発的に推進する
市民公益活動の重要性を理解し、自発的に協力・支援する

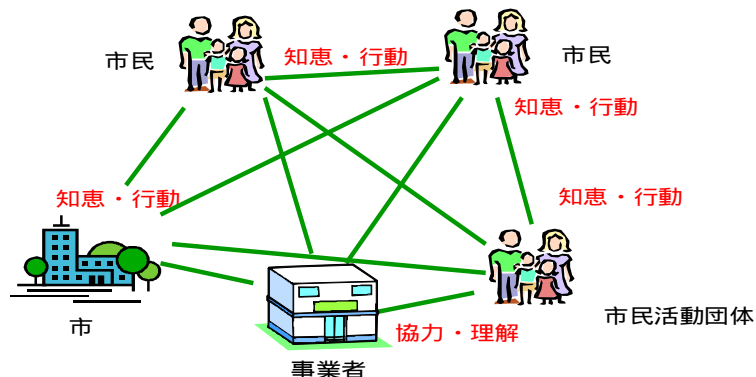
市の役割

まちづくりの専門機関であることを自覚し、行政活動に取り組む
市民公益活動の促進に必要な助成、活動の場の提供等の環境を整備する
市民等が行政活動に参加する機会を設ける
行政活動の各段階で積極的にまちづくりに関する情報を提供する
市民等とまちづくりに関する情報を共有する
市民等の意向を把握し、施策に反映する
市民協働の窓口となる部署の設置等体制を整備する
職員に対して、市民協働に関する研修等を実施する

市民、市民活動団体、事業者と市が力を合わせる（知恵を出し、行動する）

みんなでまちづくりを進める

市民協働によるまちづくり



第2章 具体的な取り組み

～平成23年度（市民協働改革年）の取り組み方針～

条例施行4年目の22年度は、21年度に引き続き『市民協働充実年』と位置づけ、協働事業実績評価制度を導入したほか、市民協働推進会議に対し、市民協働の実効性の確保等の観点から、「見直すべき仕組み」と「新たに必要となる仕組み」及び「みんなで進める千歳のまちづくり条例」の見直しの必要性について諮問し、その検討を行っていただくことを通じて、市民協働の進捗状況の検証と各種制度の充実に向けた研究を行いました。

23年度は、『市民協働改革年』と位置づけ、市民協働推進会議からの提言に基づき、既存の制度の見直しや、新たな事業制度の創設を行うなど、第6期総合計画のスタートに合わせ、より活用しやすい制度の構築に向けた改革を行います。

(1) 情報の共有

1 市民参加手続の推進

まちづくりに関する情報を市民と共有し施策に反映するため、市民生活に関わる大事な事項について、市民説明会やパブリックコメント（意見公募）などを行っています。

市民参加手続の実施

[平成22年度の実績]

- 基本計画等の策定・変更に関する事案～12事案
- 条例の制定・改廃に関する事案～1事案
- 制度の導入・改廃に関する事案～4事案
- 大規模施設の設置に係る基本計画等の策定・変更に関する事案～1事案
- その他市民の関心が高い事案等～19事案

[平成23年度の予定]

- 基本計画等の策定・変更に関する事案～5事案
- 条例の制定・改廃に関する事案～0事案
- 制度の導入・改廃に関する事案～5事案
- 大規模施設の設置に係る基本計画等の策定・変更に関する事案～5事案
- その他市民の関心が高い事案等～17事案

(2) 人材の育成

1 市民協働の普及啓発

市民協働の考え方や取り組みについて理解し、協働の担い手を育成するため、市民協働に関する講座やフォーラムの開催、市民協働リーダーの認定登録、メールマガジンの配信などを行っています。

市民協働リーダー養成講座の開催

[平成22年度の実績]

- <対象者>市民
- <開催日>平成22年8月22日(日)～平成23年2月27日(日)全10回
- <場 所>千歳市総合福祉センターほか
- <内 容>(基礎コース)市民協働の基礎、チラシと企画の作り方、協働事業の企画立案など
- <修了者>20名
- <認定者>17名

[平成23年度の予定]

- <対象者>市民
- <開催日>平成23年11月頃
- <場 所>未定
- <内 容>未定

市民協働フォーラムの開催

[平成22年度の実績]

- <テーマ>もし、私たちの夢をまちづくりに活かすなら
- <対象者>市民
- <開催日>平成23年2月20日(日)13:00～16:00
- <場 所>千歳市民文化センター大会議室
- <内 容>市民協働リーダー養成講座受講者による模擬協働事業案の発表
地域での活動紹介(千歳高校B.S.C/放送局) ほか
- <参加者>約80名

[平成23年度の予定]

- <テーマ>未定
- <対象者>市民
- <開催日>平成24年2月頃
- <場 所>未定
- <内 容>未定

市民協働情報メールマガジンの配信

[平成22年度の実績]

- <内 容>市民会議委員の公募や、パブリックコメントなど、まちづくりに参加するきっかけづくりとなる各種情報の配信

<回数>7回(平成22年11月配信開始)

<登録者>71名

[平成23年度の予定]

<内容>市民会議委員の公募や、パブリックコメントなど、まちづくりに参加するきっかけづくりとなる各種情報の配信

<回数>12回

広報ちとせ特集記事への掲載

[平成22年度の実績]

<テーマ>市民参加手続で市役所に意見を提案しよう!

<内容>パブリックコメント(意見公募)や、市民会議委員の公募など、市民参加手続制度についての紹介

<時期>広報ちとせ2月号

[平成23年度の予定]

<テーマ>未定

<内容>未定

<時期>広報ちとせ2月号

2 市民協働研修の充実

市民協働の考え方や取り組みについて理解し、協働できる職員を育成するため、市民協働に関する職員研修を行っています。

市民協働研修(特別研修)の実施

[平成22年度の実績]

<対象者>係長職 27名

<開催日>平成23年1月18日(火)~19日(水) 13:30~17:15

<場所>千歳市総合福祉センター402号室

<内容>

『千歳市の市民協働』(市民協働推進課長 島倉 弘行)

『活動紹介』(NPO法人千歳ひと・魅力まちづくりネットワーク 代表理事 三上 禮子氏)

『協働事業視察』(一般社団法人ちとせタウンネット 代表理事 村中 敬維氏)

(生涯学習課長 松井 栄繁)

『協働事業の展開方法』等(日本経営協会 岩井 護氏)

[平成23年度の予定]

<対象者>係長職

<開催日>平成24年1月頃

<場所>未定

<内容>未定

市民協働研修（新規採用職員）の実施

[平成22年度の実績]

- <対象者>新規採用職員 24名
- <開催日>平成22年4月7日(水) 15:30~17:00
- <場 所>恵庭市青少年研修センター
- <内 容>千歳市の市民協働について

[平成23年度の予定]

- <対象者>新規採用職員 22名
- <開催日>平成23年4月6日(水) 15:30~17:00
- <場 所>恵庭市青少年研修センター
- <内 容>千歳市の市民協働について

3 市民協働推進会議の充実

市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、実践する機関として、市民と職員で構成する千歳市市民協働推進会議を設置しています。

市民協働推進会議の実施

[平成22年度の実績]

- <回 数>14回
- <内 容>協働事業・ひと・まちづくり助成事業の選考審査、平成21年度協働事業の実績評価の検討、『みんなで進める千歳のまちづくり条例』の見直し検討、各種制度の見直し・新設等の調査研究 ほか

[平成23年度の予定]

- <回 数>12回
- <内 容>協働事業・ひと・まちづくり助成事業の選考審査、平成22年度協働事業の実績評価の検討、各種制度の見直し・新設等の検討 ほか

4 市民公益活動団体の育成

公益活動を始めようとする市民へのきっかけづくりや、市民公益活動団体の組織強化と団体間の連携を促進するため、市内で活動する市民公益活動団体の情報を収集し広く公開しています。

また、定額自動寄附制度「きふ・とも」により、市民による公益活動団体を支援する制度を運用しています。

市民公益活動団体の登録

[平成22年度の実績]

- <対 象>市内で1年以上公益活動を行っている5人以上の団体
- <登 録 数>21団体(平成22年1月) 32団体(平成22年12月)

<有効期間>平成22年1月～12月

[平成23年度の予定]

<対象>市内で1年以上公益活動を行っている5人以上の団体

<登録数>32団体(平成23年1月) 未定(平成23年12月) 随時受付

<有効期間>平成23年1月～12月

5 ひと・まちづくり助成事業の推進

地域づくりやひとづくりにつながる市民活動を推進するため、市民等が自主的に実施する事業に必要な経費の一部を助成しています。

ひと・まちづくり助成事業の実施

[平成22年度の実績]

事業名	実施者	内 容	助成金確定額
横峯吉文氏講演会 「こどもはみんな天才だ ～子供をやる気にさせる 4つのスイッチ」	千歳市横峯吉文氏講演会実行委員 会	子供達の可能性を引き出す教 育法に関する講演会を開催す る事業	128,000円

[平成23年度の予定]

事業名	実施者	内 容	助成金予定額
随時受付	-	-	-

ひと・まちづくり助成事業制度の見直し検討(新規)

[平成23年度の予定]

ひと・まちづくり助成事業の活用促進を図るため、申請や選考方法等の見直しを検討します。

(3) 行政活動への市民等の参加

1 協働事業の推進

市民協働のまちづくりに取り組むきっかけづくりとして、市民活動団体と市が連携して公益的な事業を企画実施する「協働事業」を行っています。

協働事業の実施

[平成22年度の実績]

<市民提案型協働事業>

事業名	実施者	内 容	補助金確定額
市内石碑・石像などの調査事業	<団体> 千歳文化財保護協会 <市担当課> 埋蔵文化財センター	市内に所在する石碑、石像、記念物などを調査する事業	990,000円
市民協働リーダー養成講座 基礎コース	<団体> FPスペース千歳 <市担当課> 市民協働推進課	市民協働を幅広く理解し、実践することができる人材を育成する講座(全10回)を開催する事業	835,000円
スナッグゴルフ普及振興事業	<団体> 千歳スナッグゴルフ普及振興会 <市担当課> スポーツ課	スナッグゴルフ大会や体験会、講習会を実施する事業	551,000円

<市提案型協働事業>

事業名	実施者	内 容	補助金確定額
本に親しみ、千歳のまちを知る「出前読み聞かせ」	<団体> 千歳ローターアクトクラブ <市担当課> 空港・基地課	保育所などに通う児童を対象にして、絵本や紙芝居の読み聞かせを行う事業	6,000円
小学校における英語学習	<団体> 千歳ボランティア通訳クラブ <市担当課> 学校教育課	小学校において英語学習の支援を行う事業	1,370,000円
「広報ちとせ」表紙写真撮影事業	<団体> 千歳科学技術大学写真部 <市担当課> 広報広聴課	「広報ちとせ」の表紙写真を撮影する事業	120,000円
「男性の料理教室」事業	<団体> 千歳市食生活改善協議会 <市担当課> 男女共同参画推進課	男性の料理に関する興味や実践を促すための調理実習を行う事業	180,000円

みんなで作ろう「丈夫なマッチ棒の家」	<団体> 北海道建築士会千歳支部 <市担当課> 建築課	小学生以上の市民に対し、建物模型を使って耐震性について講習する事業	218,000円
--------------------	--	-----------------------------------	----------

[平成23年度の予定]

<市民提案型協働事業>

事業名	実施者	内 容	補助金予定額
スナッグゴルフ普及振興事業	<団体> 千歳スナッグゴルフ普及振興会 <市担当課> スポーツ課	スナッグゴルフ大会や体験会、講習会を実施する事業	525,000円
随時受付	-	-	-

<市提案型協働事業>

事業名	実施者	内 容	補助金予定額
「広報ちとせ」表紙写真撮影事業	<団体> 千歳科学技術大学写真部 <市担当課> 広報広聴課	「広報ちとせ」の表紙写真を撮影する事業	120,000円
「男性の料理教室」事業	<団体> 千歳市食生活改善協議会 <市担当課> 男女共同参画推進課	男性の料理に関する興味や実践を促すための調理実習を行う事業	164,000円
みんなで作ろう「丈夫なマッチ棒の家」	<団体> 北海道建築士会千歳支部 <市担当課> 建築課	小学生以上の市民に対し、建物模型を使って耐震性について講習する事業	150,000円
ジュニア景観士講座「子どもまちなみ探検隊」	<団体> F Pスペース千歳 <市担当課> まちづくり推進課	景観学習として、自然景観地域や市街地を探検する事業	558,000円
こども環境教室事業	<団体> ガールスカウト日本連盟 北海道第31団 <市担当課> 環境課	クイズやゲームを通じて地球温暖化や環境について学習する教室を開催する事業	120,000円
名水と遊ぼう～キッズサマーフェスタ～	<団体> 千歳サケのふるさと村教授会 <市担当課> 水道局総務課 / 水道局施設維持課 / 環境課	蘭越浄水場の見学や、水生生物の観察、川遊びを通じて水や自然の大切さを伝える事業	180,000円

(仮称) 市民協働トライアル事業制度の検討 (新規)

[平成23年度の予定]

市民提案型協働事業の促進を図るため、補助金額10万円以下の事業を対象に、従来の協働事業制度より申請要件等を簡素化した新制度を検討します。

(仮称) 企業コラボレーション支援制度の検討 (新規)

[平成23年度の予定]

市民協働の新しいパターンを創出するため、市民活動団体と企業が協働して公益的な事業を行う場合に、市民活動団体へ助成する新制度を検討します。

2 協働事業のフォローアップ

2年間の協働事業の成果を引き続きまちづくりに活かすため、協働事業のフォローアップを行っています。

市民協働プロモーション事業の実施

[平成22年度の実績]

事業名	実施者	内 容	補助金確定額
まちめぐりガイド	<団体> NPO法人千歳ひと・魅力まちづくりネットワーク <市担当課> 広報広聴課	市内の公共施設やおすすめスポットをめぐり、まちや自然をガイド(案内・説明)する事業	102,000円
市民のIT技能習得のサポート	<団体> ちとせIT市民の会 <市担当課> 行政管理課 / 生涯学習課	パソコン講習会やIT講習室開館日におけるパソコン操作支援を行う事業	2,749,000円
つどいの広場の運営	<団体> link~つなぐ <市担当課> 子育て総合支援センター	子育て中の親が気軽に集い交流する「つどいの広場」を運営する事業	4,252,000円
千歳市民活動交流センター「ミナクール」の運営	<団体> ちとせタウンネット <市担当課> 生涯学習課	市民活動を支援する拠点である市民活動交流センター「ミナクール」を運営する事業	9,834,000円

[平成23年度の予定]

事業名	実施者	内 容	補助金予定額
まちめぐりガイド	<団体> NPO法人千歳ひと・魅力まちづくりネットワーク <市担当課> 広報広聴課	市内の公共施設やおすすめスポットをめぐり、まちや自然をガイド(案内・説明)する事業	102,000円
市民のIT技能習得のサポート	<団体> ちとせIT市民の会 <市担当課> 行政管理課/生涯学習課	パソコン講習会やIT講習室開館日におけるパソコン操作支援を行う事業	2,889,000円
つどいの広場の運営	<団体> link~つなぐ <市担当課> 子育て総合支援センター	子育て中の親が気軽に集い交流する「つどいの広場」を運営する事業	4,271,000円
千歳市民活動交流センター「ミナクール」の運営	<団体> ちとせタウンネット <市担当課> 生涯学習課	市民活動を支援する拠点である市民活動交流センター「ミナクール」を運営する事業	9,897,000円

<23年度の主なスケジュール>

年月	内 容	備考
4月	23年度協働事業（7事業）の開始	
	23年度プロモーション事業（4事業）の開始	
	新規採用職員研修	
	市民参加手続の各課照会（22年度実績・23年度予定）	
	24年度市提案型協働事業の選定	
	第3期市民協働推進会議の発足	
5月	市民参加手続の取りまとめ、発表（22年度実績・23年度予定）	
	23年度市民協働行動計画の策定	
6月	22年度協働事業の実績評価検討	市民協働推進会議
	24年度フォローアップ事業の選定	
7月	22年度協働事業の実績評価結果公表	
	改正助成事業制度開始	
	トライアル事業制度開始	
	企業コラボレーション支援事業制度開始	
8月	24年度「市提案型」協働事業の実施団体募集開始	広報8月号（ミニ特集） 事例紹介含む
	24年度プロモーション事業の実施団体募集開始	
9月	24年度「市提案型」協働事業の実施団体募集締切	
	24年度プロモーション事業の実施団体募集締切	
10月	第2期市民協働プロモーション事業選考委員会の発足	
	24年度プロモーション事業の実施団体選考審査・実施団体決定	プロモーション事業選考委員会
	24年度「市提案型」協働事業の実施団体選考審査・実施団体決定	市民協働推進会議
	24年市民公益活動団体、「きふ・とも」登録団体募集	広報10月号
11月	市民協働リーダー養成講座開講	
12月	市民協働リーダー養成講座閉講	
1月	市民協働職員研修	
	24年「きふ・とも」開始	
2月	市民協働フォーラム	
	広報ちとせ「市民協働特集」記事掲載	広報2月号（特集）

・随時 市民協働推進会議の開催、「市民提案型」協働事業、ひと・まちづくり助成事業の募集・審査・実施、市民協働の説明会・出前講座、周知PRの実施、市民公益活動団体登録の申請受付

みんなで進める千歳のまちづくり条例

平成19年3月6日
条例第3号

私たちのまち千歳には、
支笏湖などの豊かな自然があります。
国際空港の新千歳空港があります。
多くの企業が立地する工業団地があります。
そして、自衛隊の駐屯地や基地があります。

千歳は、自然と産業を共存させて、今や北海道有数の交通・産業の拠点都市といえるまでの発展を遂げてきました。

現在、少子高齢化の進展などにより社会・経済状況が変化する中で、ゆとりや生活の向上を求めて市民の価値観が多様化・複雑化し、特色あるまちづくりが求められています。

このような状況の中で、住みよさを実感し、誇りを持てるまちを実現するためには、これまで行政が担ってきた公共の分野に市全体で取り組むことが求められ、市民が自主的なまちづくり活動を行うとともに、これまで以上に市民のニーズを反映しながら行政活動が行われることが重要となっています。

かつて、私たちのまちでは、村民総出で無償の汗を流して抜根と整地を行い、広大な火山灰地に着陸場をつくりました。自分の持っている知識や能力を生かし、社会貢献したいという市民の意識の高まりがみられる今こそ、「事に当たって一致団結する」先人たちの精神を呼び覚まし、みんなで力を合わせ、知恵を出し、汗を流すことが求められています。

それは、本来のまちづくりの姿であり、千歳が目指す「みんなで進めるまちづくり（市民協働によるまちづくり）」です。

そして、市民協働を推進するためには、理念や役割分担を明確にするとともに、課題・情報の共有、人材育成、市民が行政活動に積極的に参加できる仕組みづくりなど様々な環境の整備が必要となります。

そこで、市民協働の推進に必要な事項を誰もがわかりやすい約束事として定めるため、この条例を制定します。

（趣旨）

第1条 この条例は、市民協働によるまちづくりの基本理念を定め、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」といいます。）並びに市の役割を明らかにするとともに、市民協働の推進に関し必要な事項を定めるものとします。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民協働 市民等及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの役割を自覚し、協力して行動することをいいます。
- (2) 市民 市内に住所を有する者又は市内に勤務し、若しくは通学する者をいいます。
- (3) 市民活動団体 町内会、NPO法人その他の市内において活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 将来都市像 市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき策定する基本構想において定めるもので、市民が住みよさを実感し、誇りを持つために目標とする将来のまちの姿をいいます。

(6) 市民公益活動 市民等が、営利を目的とせず、自主的かつ自立的に行う社会貢献活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じ。）の候補者（その候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動

エ 公益を害するおそれがある活動

(7) 行政活動 地方自治法第2条の規定により市が事務を処理するために行う活動のことをいいます。

(8) 市民参加手続 市民等が施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階に様々な形で関わることをいいます。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、将来都市像の実現を目指し、よきパートナーとして、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりを進めます。

2 市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを進めるため、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組みます。

（市民協働の原則）

第4条 市民等及び市は、次に掲げる原則に基づき、市民協働を推進します。

(1) 市民等及び市又は市民等相互間におけるまちづくりに関する情報の共有

(2) 市民協働の担い手となる人材の育成

(3) 行政活動への市民等の積極的な参加

（市民及び市民活動団体の役割）

第5条 市民及び市民活動団体は、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、積極的に行政活動に参加するよう努めるものとします。

2 前項に規定する市民及び市民活動団体の役割は、強制されるものではなく、それぞれの自主性に基づくものとします。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとします。

2 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を理解し、自発的に協力し、及び支援するよう努めるものとします。

（市の役割）

第7条 市は、まちづくりの専門機関であることを自覚し、市民の福祉を増進させるため、行政活動に取り組むものとします。

2 市は、市民公益活動を促進するため、必要な助成、活動の場の提供その他の環境の整備に努めるものとします。

3 市は、市民等が行政活動に参加するための様々な機会を設けるものとします。

4 市は、施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階で、積極的に情報の提供を行うとともに、市民等から情報の提供を受け、まちづくりに関する互いの情報の共有を

図るものとしします。

- 5 市は、市民等の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとしします。
- 6 市は、市民協働の窓口となる部署を設置する等市の組織内における体制の整備を図るとともに、職員に対して、研修等により市民協働の重要性の浸透を図るものとしします。

(市民参加手続の実施)

第8条 市は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を実施しなければなりません。

- (1) 市の基本構想又は基本的事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができます。

- (1) 改正又は変更が軽微であるもの
 - (2) 緊急を要するもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (4) 市内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。)並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- 3 市長は、前項の規定により市民参加手続の対象から除外したものについて、市民等からその理由を求められたときは、これに回答しなければなりません。

(市民参加手続の方法)

第9条 市民参加手続の方法は、次のとおりとしします。

- (1) 市が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会、協議会等(以下「審議会等」といいます。)への付議
 - (2) 市民等及び市又は市民等相互間の自由な意見交換を目的とする説明会、フォーラム、シンポジウムその他の会議(以下「市民説明会等」といいます。)の開催
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 2 市は、市民参加手続を実施しようとするときは、対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民等の関心等を総合的に勘案し、適切な方法で市民参加手続を実施するものとし、より多くの市民等の意見を求める必要があると認めるときは、複数の方法を併用するものとしします。

(審議会等)

第10条 審議会等の委員の任命又は委嘱に当たっては、委員の年齢構成、男女比率、在期数、他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民を選任しようとする場合は、その全部又は一部を公募により選考し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めます。

- 2 審議会等の会議は、原則として公開するものとしします。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報等に関する事項で審議会等において非公開と決定した場合は、この限りではありません。

- 3 前項の規定により審議事項を非公開としたときは、その理由を公表するものとしします。

(市民説明会等)

第11条 市は、市民参加手続の実施に当たって、広く市民等の意見等を聴取する必要があると認めるときは、市民説明会等を開催します。

2 市は、市民説明会等の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。

3 市は、市民説明会等を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう努めるものとします。

4 市は、市民説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、公開するものとします。

(意見等の取扱い)

第12条 市は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」といいます。)を総合的かつ多面的に検討しなければなりません。

2 市は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、千歳市情報公開条例(平成5年千歳市条例第14号)第9条に規定する非公開情報を除き、提出された意見等の内容、検討経過並びに検討結果及びその理由を公表するものとします。

(参入の機会の拡大)

第13条 市は、市が行う業務のうち、柔軟性、機動性、先駆性その他の市民活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大するよう努めるものとします。

(協働事業)

第14条 市民活動団体及び市は、次に掲げる協働事業を実施することができます。

(1) 市民活動団体が、自ら有する知識及び技術をまちづくりに活用するために市長に提案する事業

(2) 市民活動団体が有する知識及び技術をまちづくりに活用することができるものとして市が募集する事業

2 前項の規定により協働事業を実施しようとする市民活動団体は、市長に申請するものとします。

3 第1項の規定により実施する協働事業は、次条第1項に定める千歳市市民協働推進会議の審査を経て市長が決定するものとします。

4 市は、協働事業の実施に当たっては、公募及び公開を原則とするよう努めるものとし、協働事業を実施する市民活動団体と対等な関係を保つものとします。

5 協働事業を実施した市民活動団体及び市は、その事業に関し実績を評価し、及び公表することにより、市民等に対して説明責任を果たすものとします。

6 協働事業の内容等については、市長が別に定めます。

(市民協働推進会議の設置)

第15条 この条例の具体的な運用に関する事項その他市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、及び実践する機関として、千歳市市民協働推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(みんなで、ひと・まちづくり基金の活用等)

第16条 市は、市民協働を推進するため、千歳市基金条例(昭和39年千歳市条例第22号)第2条第1項第6号に規定するみんなで、ひと・まちづくり基金(以下「基金」といいます。)を活用します。

2 基金に積み立てる額は、予算で定める額のほか、市民等からの寄附金とし、市は、基金に関し市民等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金の申出がなされるよう啓発に努めるものとします。

(条例の見直し等)

第17条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、市民協働の推進の状況について検討し、その結果、実効性の確保等の観点から見直しの必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとします。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、市民協働の推進に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(千歳市基金条例の一部改正)

2 千歳市基金条例の一部を次のように改正します。

第2条第1項第6号中「人材」を「市民協働を推進する資金並びに人材」に改めます。

第8条第1項第5号中「人材」を「市民協働を推進する事業並びに人材」に改めます。

千歳市 企画部 市民協働推進課 市民協働推進係

千歳市東雲町2丁目34番地(市役所2階)

電 話 : (0 1 2 3) 2 4 - 0 4 5 2

F A X : (0 1 2 3) 2 2 - 8 8 5 2

メー ル : shiminkyodo@city.chitose.hokkaido.jp

H P : <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/index.cfm/82,0,110,503.html>